

**ソフトバンクモバイル株式会社から提出された  
900MHz帯における終了促進措置に関する  
四半期報告の概要**

**平成24年度第1四半期  
(平成24年3月～6月)**

総務省

本概要は、ソフトバンクモバイル株式会社から提出された 900MHz 帯における終了促進措置に関する四半期報告（平成 24 年 3 月～6 月）を抜粋したものです。

# 1 終了促進措置を実施した無線局数

## 1-1 RFID（免許局・登録局）

### ① 開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中  
（平成24年度末までに4割の実施を完了）

### ② 本四半期までの実施状況

本四半期末までにおいて、RFIDのうち免許局及び登録局に係る終了促進措置の実施状況については、協議を開始していない無線局は5,917局で、協議を開始した無線局は527局です。また協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは0局で、終了促進措置の実施が全て完了（認定開設者による対象免許人等又はメーカー等の業者への支払及び対象免許人等による周波数移行の措置が完了している事）した無線局（協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止された無線局を含む。）は0局です。

なお、各都道府県における内訳は次のとおりとなります。

（無線局数については、包括免許は無線免許記載の事務所の所在地に計上しています。よって、実際の設置場所と数が一致しない場合があります。）

（2012年6月末現在）

都道府県	協議開始前		協議開始済		実施合意済		実施完了済	
	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数
北海道	94局	22						
青森県	8局	4						
岩手県	5局	3						
宮城県	51局	9						
秋田県	2局	3						
山形県	1局	1						
福島県	5局	3						
茨城県	34局	8						
栃木県	6局	5						
群馬県	30局	9						
埼玉県	235局	18						
千葉県	65局	17						
東京都	2735局	321						
神奈川県	213局	39						
山梨県	28局	5						
新潟県	37局	7						
長野県	24局	10						
富山県	12局	9						
石川県	15局	9						
福井県	6局	2						
岐阜県	20局	7						
静岡県	86局	13						
愛知県	260局	34						
三重県	25局	6						
滋賀県	10局	5						

京都府	79局	20						
大阪府	370局	64	527局	1				
兵庫県	84局	23						
奈良県	1局	1						
和歌山県	0局	0						
鳥取県	0局	0						
島根県	0局	1						
岡山県	28局	10						
広島県	34局	9						
山口県	0局	2						
徳島県	2局	0						
香川県	67局	3						
愛媛県	7局	1						
高知県	0局	0						
福岡県	101局	17						
佐賀県	14局	2						
長崎県	35局	4						
熊本県	31局	5						
大分県	30局	2						
宮崎県	10局	11						
鹿児島県	1局	1						
沖縄県	16局	4						
全国	4917局	747	527局	1				

## 1-2 RFID（免許等不要局）

### ① 開設計画における記載概要

特定小電力無線局は平成29年度末まで申出に基づいて順次対応。  
（平成27年度末に75%、平成28年度末に85%の実施を完了）

### ② 本四半期までの実施状況

本四半期末までにおいて、RFIDのうち免許等不要局に係る終了促進措置の実施状況については、問合せ及び協議の申入れ等があり協議対象として認知した無線局は、0局です。うち、協議を開始していない無線局は0局で、協議を開始した無線局は0局です。また協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは0局で、終了促進措置の実施が全て完了した無線局（終了促進措置を実施することなく廃止された無線局を含む。）は0局となります。

利用者（所有者・占有者）との協議はまだ開始していませんが、現在製造業者9社と協議を実施しています。

## 1-3 MCA 端末局

### ① 開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中  
 （東北・関東・信越・北陸・近畿・中国・四国・沖縄の各管内のアナログ局は、平成24年度末までに実施を完了）

### ② 本四半期までの実施状況

本四半期末までにおいて、MCA 端末局に係る終了促進措置の実施状況については、協議を開始していない無線局は243,389局（2012年6月末時点）で、協議を開始した無線局は0局です。また協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは0局で、終了促進措置の実施が全て完了した無線局（協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止された無線局を含む。）は0局です。

なお、各総合通信局及び総合通信事務所における内訳は次のとおりです。

（2012年6月末現在）

地方局	協議開始前		協議開始済		実施合意済		実施完了済	
	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数
北海道	15,796局	1,057	0局	0	0局	0	0局	0
東北	12,770局	1,002	0局	0	0局	0	0局	0
関東	66,158局	2,385	0局	0	0局	0	0局	0
信越	8,314局	568	0局	0	0局	0	0局	0
北陸	5,646局	474	0局	0	0局	0	0局	0
東海	34,443局	1,711	0局	0	0局	0	0局	0
近畿	46,143局	1,998	0局	0	0局	0	0局	0
中国	9,943局	608	0局	0	0局	0	0局	0
四国	4,956局	399	0局	0	0局	0	0局	0
九州	35,390局	2,262	0局	0	0局	0	0局	0
沖縄	3,830局	339	0局	0	0局	0	0局	0
全国	243,389局	12,803	0局	0	0局	0	0局	0

## 1-4 MCA制御局

### ① 開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中

### ② 本四半期までの実施状況

本四半期末までにおいて、MCA制御局に係る終了促進措置の実施状況については、MCA制御局の免許人である2者と終了促進措置の協議を開始しました。協議を開始した無線局は0局であり、そのうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは0局で、終了促進措置の実施が全て完了した無線局（協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止された無線局を含む。）は0局です。

なお、各総合通信局及び総合通信事務所における内訳は次のとおりです。

(2012年6月末現在)

#### <A社デジタル>

地方局	協議開始前 無線局数	協議開始済 無線局数	実施合意済 無線局数	実施完了済 無線局数
北海道	9局	0局	0局	0局
東北	18局	0局	0局	0局
関東	17局	0局	0局	0局
信越	10局	0局	0局	0局
北陸	4局	0局	0局	0局
東海	16局	0局	0局	0局
近畿	10局	0局	0局	0局
中国	11局	0局	0局	0局
四国	5局	0局	0局	0局
九州	24局	0局	0局	0局
沖縄	4局	0局	0局	0局
全国	128局	0局	0局	0局

< A社アナログ >

地方局	協議開始前	協議開始済	実施合意済	実施完了済
	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数
北海道	6局	0局	0局	0局
東北	17局	0局	0局	0局
関東	12局	0局	0局	0局
信越	9局	0局	0局	0局
北陸	4局	0局	0局	0局
東海	11局	0局	0局	0局
近畿	9局	0局	0局	0局
中国	10局	0局	0局	0局
四国	9局	0局	0局	0局
九州	15局	0局	0局	0局
沖縄	2局	0局	0局	0局
全国	104局	0局	0局	0局

< B社アナログ >

地方局	協議開始前	協議開始済	実施合意済	実施完了済
	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数
北海道	13局	0局	0局	0局
東北	16局	0局	0局	0局
関東	12局	0局	0局	0局
信越	14局	0局	0局	0局
北陸	4局	0局	0局	0局
東海	16局	0局	0局	0局
近畿	9局	0局	0局	0局
中国	15局	0局	0局	0局
四国	5局	0局	0局	0局
九州	23局	0局	0局	0局
沖縄	4局	0局	0局	0局
全国	131局	0局	0局	0局



## 2 終了促進措置の実施に要した費用

### ① 開設計画における記載概要

負担可能額：2,122.5億円

### ② 本四半期までの実施状況

開設指針に規定する費用（設備取得費・ソフトウェア改修費・工事費）は次のとおりです。

内 訳		本四半期中	累計
RFID（パッシブ）	免許局・登録局	0百万円	0百万円
	免許等不要局	0百万円	0百万円
RFID（アクティブ）	免許等不要局	0百万円	0百万円
MCA端末局		0百万円	0百万円
MCA制御局		0百万円	0百万円
合 計		0百万円	0百万円

なお、終了促進措置の実施に要する諸費用（窓口・協議の運営、書類の郵送等に要する費用）として、本四半期中に18百万円を支出しています。

## 3 開設指針に規定する終了促進措置の実施状況

### 3-1 実施概要の周知

#### ① 開設計画における記載概要

認定後4か月以内（平成24年7月1日まで）に、インターネット、説明会、郵送、チラシ配付等により実施概要の周知を開始。

#### ② 開設指針における規定事項

認定日から6月以内（平成24年9月1日まで）に、終了促進措置の実施の概要（窓口の連絡先及び対応時間を含む。）を対象免許人等に周知させるための措置を開始すること（開設指針第5項第4号(1)）

#### ③ 本四半期までの実施状況

免許人等への実施概要の周知については、現在、MCA、RFIDともに関係者との事前協議中のために行なっておりません。

事前協議が整い次第、実施概要の周知を行います。

事前協議の状況につきましては、3-3項を参照下さい。

## 3-2 実施手順の通知

### ① 開設計画における記載概要

認定後4か月以内（平成24年7月1日まで）に、郵送、電話等により実施手順の通知を実施し、認定後6か月以内（平成24年9月1日まで）に完了。

### ② 開設指針における規定事項

認定日から6か月以内（平成24年9月1日まで）に、終了促進措置の実施手順をMCA制御局以外の無線局の免許人及び登録人に対して通知すること（開設指針第5項第4号(2)）

### ③ 本四半期までの実施状況

免許人等に対する実施手順の通知については、現在、MCA、RFIDともに関係者との事前協議中のために行なっておりません。

事前協議が整い次第、実施手順の通知を行います。

事前協議の状況につきましては、3-3項を参照下さい。

### 3-3 周知・通知の事前協議

#### ① 開設計画における記載概要

RFID製造業者等及びMCA制御局の免許人との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。

#### ② 開設指針における規定事項

実施概要の周知及び実施手順の通知の実施前に、RFIDの無線局の無線設備に係る認証取扱業者及び製造業者又はこれらの者を社員その他の構成員としている法人又は団体（「製造業者等」）並びにMCA制御局の免許人との間で、実施概要の周知及び実施手順の実施について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(3)）

#### ③ 本四半期までの実施状況

##### RFID

免許人等への周知・通知を行うべく、各RFID製造業者との個別協議を4月より開始しています。

上記の各RFID製造業者への対応とともに、RFIDの関係者団体と弊社の実施方法及び手順についての協議を4月より開始しています。

##### MCA

制御局免許人2者と3月より終了促進措置に関する協議を開始しており、その協議の途中で制御局免許人より終了促進措置の実施に際し、MCA代理店の協力が不可欠との情報をいただきました。

その情報を元に、全11地方総合通信局管内ごとに代理店説明会を2012年5月16日から22日にかけて実施致しました。説明会では、弊社開設計画に基づく終了促進に係る費用負担の範囲と考え方、ならびにスケジュールと今後の進め方を説明し、MCA代理店との意見交換を実施しました。

### 3-4 RFID（免許局・登録局）との協議

#### ① 開設計画における記載概要

認定後4か月以内（平成24年7月1日まで）に、移行方法、費用負担の範囲、負担方法（機器代金又は現物）、工事方法、時期等について協議を開始。

#### ② 開設指針における規定事項

対象免許人等（MCA制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(4)）

#### ③ 本四半期までの実施状況

7月1日までに協議を開始する予定でしたが、現在は個別で直接相談を頂いている1社と協議を実施、それ以外については「免許人の実際の担当者の割出」「担当代理店の担当者の割出」「システム全般の把握」「移行計画の把握」の進め方について検討し、実施をしている段階です。

業務委託契約を締結する予定のメーカーおよび代理店（SI）会社の協議の中で、移行方法、費用負担の範囲、負担方法、工事方法等の基本スキームを構築し、関係者団体等と連携して移行を進めていく予定でしたが、協議を進めていくに従い、実質的には難しいと判断しました。現時点では、各免許人から実際のシステム構成、各々の機器数、システム移行費用の計画等をもらう必要があると考えております。

その中で、具体的な免許人等との協議は、1社（5,444局中527局）と協議を開始しております。

### 3-5 RFID（免許等不要局）との協議

#### ① 開設計画における記載概要

特定小電力無線局についても免許局・登録局と同様の協議を実施。

#### ② 開設指針における規定事項

対象免許人等（MCA制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(4)）

#### ③ 本四半期までの実施状況

特定小電力無線局の利用者・占有者との協議は開始しておりません。  
現在、9社の製造業者と協議を行っております。

### 3-6 MCA 端末局との協議

#### ① 開設計画における記載概要

認定後 4 か月以内（平成24年 7 月 1 日まで）に、移行方法、費用負担の範囲、負担方法（機器代金又は現物）、工事方法、時期等について協議を開始。

#### ② 開設指針における規定事項

対象免許人等（MCA 制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第 5 項第 2 号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第 5 項第 4 号(4)）

#### ③ 本四半期までの実施状況

MCA 端末局免許人に対して、認定後 4 カ月以内に移行方法等の通知を行い、協議を開始する予定でしたが、MCA 端末局免許人と終了促進措置の実施を行う上で MCA 代理店の協力が不可欠であるため、今四半期では MCA 代理店への説明や意見交換を実施しましたが、意見の取りまとめや対応に時間を要している状況です。

9 月 1 日までの免許人への通知に向けて、意見の取りまとめや対応を速やかに完了し、8 月中に MCA 端末局免許人に対して、弊社の移行に関する考え方の通知を行う予定です。

### 3-7 MCA制御局との協議

#### ① 開設計画における記載概要

認定後4か月以内（平成24年7月1日まで）に、旧周波数を用いたサービスの終了時期、移行方法、費用負担の範囲、負担方法、工事方法、時期、新周波数の周波数配置等について協議を開始。

#### ② 開設指針における規定事項

MCA制御局の免許人との間で、周知・通知の事前協議と同時に、当該免許人が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該免許人に係る無線局とMCA制御局との間のMCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信を停止する時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(5)）

#### ③ 本四半期までの実施状況

3月14日よりMCA制御局の免許人である2者と終了促進措置の協議を開始しました。



## 3-8 窓口の設置

### ① 開設計画における記載概要

認定後1か月以内（平成24年4月1日まで）に電話及びメールによる専用窓口を設置。

終了促進措置の実施に係る社内組織とは別に窓口組織を開始時は約10名体制で設置し、平成24年7月までに約30名に増員。マニュアル等による社内研修を実施。

### ② 開設指針における規定事項

認定日から1月以内（平成24年4月1日まで）に、終了促進措置の実施に関する対象免許人等からの問合せに対応するための窓口を設置し、平成30年3月30日まで設置すること（開設指針第5項第5号(2)）

### ③ 本四半期までの実施状況

2012年3月30日に、周波数移行に関する問い合わせ窓口を設置し、運用を開始致しました。

電話番号：0800-919-0900（通話料無料）

または、お問い合わせメールフォーム（WEB）

窓口の設置について以下の方法で周知しました。

#### ・ホームページ開設

2012年3月29日に、弊社ホームページにて問い合わせ窓口の周知を開始致しました。

※ ホームページURL：<http://www.softbankmobile.co.jp/ja/info/public/900mhz/>

900MHz周波数移行促進について  
Migration to 900MHz Spectrum

当社は、トラフィック急増への対応やカバーエリアの充実および災害に強い通信網を構築するため、900MHz帯を使用する特定基地局の開設計画の申請を行い、総務大臣より当該開設計画の認定を受け、7月25日(水)からサービスを開始いたしました。当社が既に保有する電波帯と比較し、より効率よく広範囲までカバーできる「プラチナバンド」と呼ばれる900MHz帯を使用したモバイルネットワークを構築することで、高品質な通信環境の実現してまいります。

サービス拡大を行うための終了促進措置として、現在、905MHz～915MHz帯のMCA機器・システム、950MHz～958MHz帯のRFID機器・システムをご利用のお客さまは、新たに割り当てられた周波数帯域への移行が必要となります。周波数帯域の移行(終了促進措置)に関する当社へのお問い合わせは、以下のお問い合わせ窓口よりお願いいたします。

また、900MHz～905MHz帯および945MHz～950MHz帯を利用した当社通信サービスの提供開始に伴う、MCAおよびRFIDへの電波干渉に関するお問い合わせにつきましても、以下の「ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問い合わせ窓口」へお願いいたします。

電話・メールでのお問い合わせ

ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問い合わせ窓口	
お問い合わせフォーム	<a href="#">900MHz 周波数移行お問い合わせ窓口</a>
Tel	0800-919-0900(通話料無料)

注意事項

・総務省と連携し、開設後に総務省のちらしへ弊社窓口の連絡先を記載していただき、周知を行いました。

MCA

[http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/portal/full\\_ver.pdf](http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/portal/full_ver.pdf)

RFID

[http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/portal/full1\\_ver.pdf](http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/portal/full1_ver.pdf)

・その他の周知方法としまして、MCAについては、MCA代理店説明会、代理店へのヒアリングの実施の際に、MCA代理店に対して窓口の周知を行いました。免許人への直接の通知は行なっておりません。

RFIDについては、RFIDの製造業者や、RFIDの関係者団体に対して窓口の周知を行い、関係者団体の会報誌やメールマガジン等で会員に対して通知を行いました。

また、RFIDの免許不要局については、製造業者を通じて利用者・占有者への周知を行うよう調整をしました。

## 4 対策・体制の備に関する終了促進措置の実施状況

### 4-1 迅速な合意形成を図るための具体的な対策

#### ① 開設計画における記載概要

- 認定後1か月以内（平成24年4月1日まで）に移行促進のための現場対応マニュアルを作成。
- MCAやRFID関係者（製造業者、販売店等、対象免許人等）に対する説明会を各県・総通局ごとに実施。
- MCA制御局以外の終了促進措置の合意の契約については、契約書の雛形を作成。
- MCAについて、新旧両周波数帯を同時に利用するため、デュアル端末の利用や制御局への回線制御装置の接続を行い、デジタルMCAのブロック周波数の変更を行う提案を実施（最終的にはMCA事業者との協議により決定した内容に沿って移行を進める。）。

#### ② 本四半期までの実施状況

##### MCA・RFID共通

移行促進に伴う現場対応マニュアルとして、移行促進マニュアルを2012年3月30日に策定致しました。

また、問い合わせ窓口における業務フロー及び周波数移行センターのお客様対応FAQを作成し、受付窓口業務における対応品質の平準化に努めるとともに、お客様対応FAQにつきましては、日々更新を実施して窓口対応品質の向上を実施しております。

##### RFID

当初、MCAと同様に免許人等に対して説明会を実施する予定でしたが、免許人等への説明会の実施を行うよりも個別対応を行うという方法へ変更することとしました。

##### MCA

2012年5月16日から22日にかけて、全11地方総合通信局管内ごとにMCA代理店様向けの説明会を実施致しました。弊社の開設計画に基づく終了促進に係る費用負担の範囲と考え方、実施スケジュールと今後の進め方を説明し、代理店様との意見交換を行いました。

MCA制御局以外の終了促進措置の合意の契約のための、契約書の雛形については、現在社内関係各所で作成のための調整を進めております。

申請書において、弊社では新旧両周波数帯を同時に利用するため、デュアル端末の利用や制御局への回線制御装置の接続をすることによる移行を考えておりましたが、制御局免許人との調整により、デュアル端末や回線制御装置の接続は難しいとの判断により、制御局免許人と決定した内容に沿って移行を進めていきます。

## 4-2 円滑な実施を図るための具体的な体制の整備

### ① 開設計画における記載概要

- 認定後1か月以内（平成24年4月1日まで）に、300～400名規模の「移行促進対策本部」を構築。
- 当該本部には、予算・人事・契約等を管理する「移行管理部」、技術的検討・スケジュール管理・方針策定を行う「RFID移行企画部」及び「MCA移行企画部」、対象免許人等からの問い合わせを受け付ける「お客様対応部」並びに、協議・合意契約・工事管理等を行う「地域対応部」を設置し、各部において地域毎の下部組織等についても規定。

### ② 本四半期までの実施状況

2012年4月1日に移行促進本部を設置し、43名体制で終了促進措置に係る業務全般を開始致しました。当該本部には、予算・人事・契約等を管理する「移行管理部」、技術的検討・スケジュール管理・方針策定を行う「移行企画部」及び「移行開発部」、対象免許人等からの問い合わせを受け付ける「お客様対応部」並びに、協議・合意契約・工事管理等を行う「地域対応部」を設置し、終了促進措置の推進を図ります。

なお、当該本部の人員については6月末時点で総勢120名体制と増強しております。

## 5 その他特記事項

なし